

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年10月2日

担当	東京労働局雇用環境・均等部 指導課長 新名 準一郎 総括指導官 田名網 洋子 電話 03-3512-1611 FAX 03-3512-1557
----	---

**令和3年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用されます！
パートタイム・有期雇用労働法説明会&個別相談会の開催について**

令和3年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が中小企業^{※1}にも適用されます。

東京労働局（局長 土田浩史）では、中小企業における「同一労働同一賃金」に向けた取組状況を把握するため、本年6月に自主点検を実施したところ、正規労働者と非正規労働者の待遇について差があっても、待遇差の解消に向けた取組に着手している事業主は半数に満たない状況であることが明らかになりました。

パートタイム・有期雇用労働法の中小企業への適用が間近に迫る中、東京労働局では、中小企業における取組を促進するため、下記1のとおりパートタイム・有期雇用労働法説明会を、また、2のとおり東京働き方改革推進支援センター^{※2}の労務管理・企業経営専門家による個別相談会を開催します。

記

1 パートタイム・有期雇用労働法説明会

<日時>

令和2年10月 9日（金）	13時30分～	定員50名
令和2年10月19日（月）	13時30分～	定員15名
令和2年11月10日（火）	9時30分～	定員20名
令和2年11月16日（月）	13時30分～	定員20名
令和2年11月27日（金）	9時30分～	定員20名

<場所>

九段第3合同庁舎 11階会議室（千代田区九段南1-2-1）

<対象事業所>

都内中小企業事業主、人事労務担当者等

<次第>

- ・パートタイム・有期雇用労働法の概要
 - ・正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けた取組手順
- ※説明会終了後、個別相談会を行います。



パゆうちゃん

2 パートタイム・有期雇用労働法個別相談会（完全予約制）

<日時>

令和2年10月7日(水)～令和3年3月31日(水)までの間、閉庁日を除く毎週水曜日

<場所>

九段第3合同庁舎 14階 東京労働局雇用環境・均等部 相談ブース
(千代田区九段南1-2-1)

<対象事業所>

都内中小企業事業主、人事労務担当者等

<相談内容>

- ・パートタイム・有期雇用労働法への具体的な対応方法
- ・非正規労働者の待遇改善 等

<予約方法>

FAXにて申し込みを受け付けます。

申し込み先：03-3512-1557（雇用環境・均等部 指導課）

- ・なお、**東京働き方改革推進支援センター**※2では常時、来所・電話・メール相談または訪問相談（最大5回）も受け付けています。こちらもぜひご利用ください。

※1 中小企業とは

	資本金の額 または 出資の総額		常時雇用する 労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	ま た は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

- ・資本金のない事業主については、常時雇用する労働者の数により判定します。
- ・医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

※2 東京働き方改革推進支援センターとは

『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し支援することを目的として設置しています。

★以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ①「同一労働同一賃金」等非正規雇用労働者の待遇改善
- ②長時間労働の是正
- ③生産性向上による賃金引上げ
- ④人手不足の解消に向けた雇用管理改善

東京働き方改革推進支援センター

新宿区西新宿1-22-1

新宿サンエービル1階

電話 0120-232-865

（平日午前9時～午後5時

祝祭日年末年始を除く）

<添付資料>

別添1 パートタイム・有期雇用労働法 説明会のご案内

別添2 パートタイム・有期雇用労働法 個別相談会のご案内

別添3 東京働き方改革推進支援センター案内リーフレット

パートタイム・有期雇用労働法 説明会のご案内

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法が本年4月1日（中小企業は来年4月1日）から施行されました。

東京労働局雇用環境・均等部では、下記の日程でパートタイム・有期雇用労働法に関する説明会を開催します。法律の内容や取り組み方などについて東京労働局の職員が分かりやすくご説明します（各回定員は、会場の広さにより異なります）。

また、説明会終了後、東京働き方改革推進支援センターの労務管理・企業経営の専門家が賃金や手当の均衡の図り方などについて企業の実態に応じた個別相談に応じます（無料）。

日時

- (1) 令和2年10月 9日(金) 13時30分～ 11階会議室1-1 定員50名
- (2) 令和2年10月19日(月) 13時30分～ 11階会議室2-2 定員15名
- (3) 令和2年11月10日(火) 9時30分～ 11階会議室1-3 定員20名
- (4) 令和2年11月16日(月) 13時30分～ 11階会議室1-3 定員20名
- (5) 令和2年11月27日(金) 9時30分～ 11階会議室3-1 定員20名

- ※ 会場では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として次を実施します。
 - ・参加者を制限し、人と人との間隔を確保します。
 - ・受付時には、検温を実施します。
 - ・相談ブース(希望者)には、飛沫防止のためのパーテーションを設置します。

場所

九段第三合同庁舎 11階会議室
千代田区九段南1-2-1
※会議室番号は日によって異なります。

正社員と契約社員に処遇格差はありますか？
その格差について合理的な説明ができますか？

次第

- 1 法の内容・取組手順等の説明
※労働者派遣法の説明はありません。
- 2 個別相談会

※希望者のみ。ご予約の時間帯に個別ブースで対応します。

早めに取り組みを進めましょう



申込み方法

裏面の申込用紙に必要事項を記載し、FAXにてお申込みください。
定員になり次第締め切ります。当日は、必ず、本申込書を持参願います。
※事前申込がない場合、当日ご来場いただいても対応できない場合がございますので予めご了承ください。

*【お問い合わせ・申込先】

東京労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 03-3512-1611 FAX 03-3512-1557
千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階

参加申込書(FAX専用)



東京労働局 雇用環境・均等部 指導課宛

FAX 03-3512-1557

※当日は、必ず本申込書を持参願います。

説明会 ※11月10日 11月27日は 午前開催の ため、ご注 意ください。	参加を希望される日に○を付けてください。		
	令和2年10月9日(金) 13:30~15:30	X	↓こちらは午前開催になります。
	令和2年10月19日(月) 13:30~15:30		令和2年11月10日(火) 9:30~11:30
	令和2年11月16日(月) 13:30~15:30		令和2年11月27日(金) 9:30~11:30
個別 相談会 ※個別相談を希 望する場合、ご希 望の内容のカッコ にも○を付けてく ださい。	個別相談会の希望 有・無 ←どちらかに○を付けてください。		
	I 説明会参加後に相談() 個別相談は、説明会終了後30分程度になります。 II 個別相談会のみ参加() 希望日()	また、東京働き方改革推進支援センター(新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル)では、来所・訪問・電話・メールによる個別 相談を受け付けていますので、そちらもご活用ください。	
ご参加者 ※複数名で参加 の場合は会場の 都合上2名までで お願いします。そ の場合2名とも記 入ください。	企業名・所属・役職:		
	氏名: ① ② (ご来場時のお願い) ・当日は、必ず本申込書を持参願います。 ・当日は、マスク着用、手指消毒をお願いします。(消毒液は会場に設置します。) ・37.5度以上の発熱や激しく咳き込まれる等、風邪のような症状がある方は、ご来場をご遠慮ください。		
ご連絡先 (電話) ※定員超過につき 参加不可の場合の みご連絡します。	※定員に達した場合等にご連絡いたしますので、必ずご記載ください。連絡のない場合はご参加いただけません。		
	①	—	—
②	—	—	—

※お申込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。

東京労働局 九段第3合同庁舎



※開催日によって会議室番号が異なりますので、ご注意ください。

- (1) 10月 9日(金) 11階会議室1-1
- (2) 10月19日(月) 11階会議室2-2
- (3) 11月10日(火) 11階会議室1-3
- (4) 11月16日(月) 11階会議室1-3
- (5) 11月27日(金) 11階会議室3-1

パートタイム・有期雇用労働法 個別相談会のご案内

パートタイム・有期雇用労働法が来年4月1日より中小企業にも適用されます。

どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用社員との不合理な待遇の差をなくすことが求められています。

東京労働局雇用環境・均等部では、下記の日程でパートタイム・有期雇用労働法に関する個別相談会を開催し、事業主の皆さまの取組を支援します。

賃金や手当の均衡の図り方など企業の実態に応じた対応について、東京働き方改革推進支援センターの労務管理・企業経営の専門家が予約制で個別相談に応じます（無料）。

日時

令和2年10月7日（水）～令和3年3月31日（水）
までの間、閉庁日を除く毎週水曜日

各日とも10:00～16:00の間で1回50分
事前予約制にて実施（詳しくは裏面参照）

※ 参加にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、必ずマスクを着用していただき、体調不良の場合は参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

場所

九段第3合同庁舎（千代田区九段南1-2-1）
雇用環境・均等部 14階相談ブース

正社員と契約社員に
処遇格差はありますか？

対象

令和3年4月より
新たに法の適用対象となる
都内中小企業事業主等

不合理な格差に
ついては解消に
向けた取組みを
進めましょう



申込み 方法

裏面の申込用紙に必要事項を記載し、FAXにてお申込みください。
定員になり次第締め切ります。

※事前申込がない場合、当日ご来場いただいても対応できない場合がございますので予めご了承ください。

*【お問い合わせ・申込先】

東京労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 03-3512-1611 FAX 03-3512-1557
千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

個別相談会参加申込書 (FAX 専用)



東京労働局 雇用環境・均等部 指導課宛

FAX 03-3512-1557

※当日は、必ず本申込書を持参願います。

ご希望の日付・時間に○を付けてください。

希望日 (すべて水曜日)	10/7	11/4	12/2	1/6	2/3	3/3
	10/14	11/11	12/9	1/13	2/10	3/10
	10/21	11/18	12/16	1/20	2/17	3/17
	10/28	11/25	12/23	1/27	2/24	3/24
希望時間	10:00~10:50		14:00~14:50			
	11:00~11:50		15:00~15:50			
	13:00~13:50					
参加者	企業名:					
	所属・役職・お名前: ① ② (ご来場時のお願い) ・当日は、マスク着用、手指消毒をお願いします。(消毒液は会場に設置します。) ・37.5度以上の発熱や激しく咳き込まれる等、風邪のような症状がある方は、参加をご遠慮ください。					
ご連絡先 (電話)	※ご希望の日時に参加いただけない場合等にご連絡いたしますので、必ずご記載ください。					
※お申込みの際に提供いただいた個人情報は、本相談会の管理運営のみに使用し、相談会終了後速やかに廃棄します。						

東京労働局 九段第3合同庁舎



予約日当日は、
九段第3合同庁舎14階
雇用環境・均等部指導課
受付までお越しください。

東京働き方改革推進支援センターでは、
平日9:00~17:00、来所・電話・メール・訪問
(最大5回)による個別相談を受け付けてい
ます。こちらもぜひご利用ください。
(新宿区西新宿1-22-2 TEL:0120-232-865)

TOKYO WORK STYLE REFORM PROMOTION SUPPORT CENTER

東京働き方改革推進支援センター

「働き方改革」の取り組みを ワンストップですべて 無料でサポート!

働き方改革の **3** つの
ポイント

年次有給休暇の時季指定

毎年5日(確実に取得)

時間外労働の上限規制

月45時間年360時間(原則)

同一労働・同一賃金

正規と非正規の不合理な待遇差を禁止

東京働き方改革推進支援センターが **お手伝いします!!**

No.1

労働時間や
勤務形態を
見直したい

No.2

時間外労働の
削減方法が
知りたい

No.3

36協定・
就業規制について
詳しく知りたい

No.4

非正規労働者の
処遇を
見直したい

No.5

助成金を活用
した取組方法が
知りたい

No.6

人材確保に
つなげる
労務管理方法を
知りたい

まずはご相談ください。



・訪問相談(最大5回)
・来所相談 ・電話相談 ・メール相談

ご相談窓口

東京働き方改革推進支援センター

東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル 受付1階 個別相談ブース6階
※ご希望に応じて立川オフィスでの相談も可能です。(JR中央線 立川駅北口 徒歩5分)

0120-232-865

受付時間:
平日9:00~17:00

ADE.JP.tky-workstyle@jp.adecco.com



0120-888-651

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳細はこちら

https://www.adecco.co.jp/news/tokyo_kaikaku/

※各種セミナー案内や来所の申込み、相談申込みができます

具体的なサポート事例

事例 残業時間削減

取り組み前の状況

繁忙に応じた労働時間の調整

取り組んだ内容

- ・ 1年単位の変形労働時間制を採用
- ・ 業務計画を明確化
- ・ 上司による残業時間の承認を徹底
- ・ 1日の残業時間の限度を設定

取り組みの結果

残業時間の減少に成功
(月平均27時間→18時間)

事例 非正規雇用労働者の待遇改善

正社員の長時間労働の改善

取り組み前の状況

- ・ 正社員に特定の業務が集中
- ・ 非正規社員のキャリアアップ

取り組んだ内容

- ・ 非正規社員の資格取得や正社員登用を推奨
- ・ 非正規社員の時給をランク分け
- ・ 対象となる助成金を紹介

取り組みの結果

- ・ 非正規社員の時給が20～30円アップ
- ・ 業務量の偏りが解消
- ・ 長時間労働が改善

東京働き方改革推進支援センター

東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル 受付1階 個別相談ブース6階

- **アクセス** : ●京王線 / 小田急線 / 東京メトロ丸の内線 新宿駅西口 徒歩4分
●JR 各線 新宿駅 新宿駅南口 徒歩5分
●都営新宿線 / 大江戸線 新宿駅7番出口 徒歩1分

■ **費用** : **無料**

■ **相談日時** : 平日午前9時～午後5時(祝祭日・年末年始を除く)

■ **相談方法** : フリーダイヤルによる電話相談 / メールによる相談 / 来所による相談 / 専門家訪問による相談



まずはお気軽にご連絡ください



0120-232-865

受付時間:
平日9:00～17:00

FAX 0120-888-651

下部の表にご記入の上、
お送りください



HP https://www.adecco.co.jp/news/tokyo_kaikaku/

相談のお申込み・相談会
等の案内はこちらでも

貴社名	TEL	FAX
ご担当者名	Mail	
住所		
<p>■ご希望のご相談方法にチェックしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 来社してほしい <input type="checkbox"/> センターに行って相談したい <input type="checkbox"/> 希望時間に電話してほしい</p>		
<p>■ご相談希望日時 ※お申込日から7営業日以降の日付でご記入ください ※必ず第2希望まで別日でご記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 第1希望: 月 日(曜日)午前・午後 <input type="checkbox"/> 第2希望: 月 日(曜日)午前・午後</p>		
<p>■ご相談内容をチェックしてください(複数可)</p> <p><input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金(派遣) <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金(パート有期)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
<p>■依頼のきっかけにチェックしてください(複数可)</p> <p><input type="checkbox"/> HP(センター・厚生労働省・労働局) <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 労働基準監督署</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		

※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的でのみ使用し、目的以外の使用はいたしません。